

支出負担行為担当官  
防衛省大臣官房会計課  
会計管理官 平下 一三  
(公印省略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期限
情-KI-015	防衛衛星通信セキュリティに関する調査研究役務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和9年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（G E P S））対象案件）

3. 入札日時 令和8年2月12日(木)（10:45）

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格
- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
  - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
  - (3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
  - (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
  - (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
  - (6) 適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。（別紙参照）
  - (7) 上記（3）の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項各号のいずれかに該当する者（具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者）であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、令和8年1月26日（月）12:00までに下記ア～キに記載する書類等を防衛省大臣官房会計課契約係へ提出すること。

ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者

イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項目	基準	数値
入札物品等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関連する特許保有件数	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
入札物品の製造等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
	1～2人	3
入札物品の製造等に携わる技能認定者数（特級、一級、単一級）	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
	1～2人	1

注：1 特許には、海外で取得したものを含む。

2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ S B I R制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。）が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創薬ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup又はJ-Startup地域版）に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項

11. その他

- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
- (2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
- (3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- (4) 入札に関する条件 仕様書2.1 d)～g)に定める本業務の実施体制並びに仕様書4.5 b)に定める契約の履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められること（提出期限：令和8年1月28日（水）12:00 必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。）。
- (5) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和8年2月9日（月）までに、下記担当者必着分を有効とする。
- (6) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小

企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

(7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を  
持参すること。

受付時間 9:30~18:15 (12:00~13:00までの間を除く)

**また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。**

メールアドレス: naikyoku\_chotatsu\_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名 : 「件名:〇〇〇」 入札案内送信依頼

添付ファイル : 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 押川 電話 03-3268-3111 内線20823

## 適合条件

### 1. 条件

契約相手方は、次の条件を満たしていること。

- a) 日本国内において、衛星通信に関するシステム設計を行うための拠点を有しており、尚且つ過去5年以内に防衛省・自衛隊に対して Ku 帯および Ka 帯での衛星通信役務を提供した実績を有すること。
- b) 過去に、衛星量子鍵配送(QKD)及び衛星 QKD に関する実証に参画した実績を有すること。
- c) 通信衛星に係る国際周波数調整の実績を有すること。

### 2. 提出書類

提出書類の形式等については以下のとおりとする。

#### a) 書類の形式

1 の条件を満たすことが客観的に示されているものであり、形式は任意とし、提出書類には、会社名等を表示するとともに、社印を押印のうえで綴るものとする。

#### b) 提出部数

各 1 部

#### c) 提出期限

令和 8 年 1 月 2 8 日（水） 1 2 : 0 0

#### d) 虚偽がないものとする。

e) 書類提出後、官側から細部補足資料等及び社内監査を求める場合がある。

f) 提出書類に関する問い合わせは、提出期限の前日（前日が土日祝の場合は前営業日）の 1 7 時 1 5 分までとする。

仕様書			
件名	防衛衛星通信セキュリティに関する調査研究役務	作成年月日	令和7年12月25日
		仕様書番号	
		整備計画局サイバー整備課	

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、防衛衛星通信のセキュリティ確保及び技術的課題の抽出のため、「防衛衛星通信のセキュリティに関する調査研究役務（以下「本役務」という。）」について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、表1のとおりとする。

表1—用語及び定義

用語	定義
量子鍵配送 (QKD)	量子単体による量子通信を応用することで、情報を暗号化するために使用する暗号鍵を離れた二者間で安全に共有する技術のこと。
衛星量子鍵配送 (衛星QKD)	地球を周回する人工衛星を中継点として、遠隔地にある複数の地上局間で量子鍵を安全に配送・共有する技術のこと。

### 1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### 1.3.1 引用文書

- ・行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）
- ・著作権法（昭和45年法律第48号）
- ・装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第137号。4. 3. 31）（以下「情報セキュリティ通達」という。）

### 1.4 目的

近年、宇宙通信インフラに対するジャミング、スプーフィング(なりすまし)、およびサイバー攻撃等、多層的なリスクが顕在化しており、通信の安全性確保が課題となっている。また、安全保障環境の変化により、戦車、無人航空機、携行型端末等の多様なアセットが活用され、単一の通信ネットワーク上でリアルタイムに情報を共有・連携し、統合的に運用されるため、拡張性、抗たん性および秘匿性のある通信手段の確保が不可欠となっている。本調査研究は、将来の防衛通信において高い拡張性、抗たん性、秘匿性を確保するために、先進的かつ投資対効果の高い民間衛星通信技術を活用し、宇宙通信インフラ全体の強靱化を図る通信網の構築を目指す検討の資とする。

## 2 役務に関する要求

### 2.1 契約相手方の条件

契約相手方は、本役務の実施に当たって次の条件を満たしていること。

- a) 日本国内において、衛星通信に関するシステム設計を行うための拠点を有しており、尚且つ過去5年以内に防衛省・自衛隊に対してKu帯およびKa帯での衛星通信役務を提供した実績を有すること。
- b) 過去に、衛星量子鍵配送(QKD)及び衛星QKDに関する実証に参画した実績を有すること。

- c) 通信衛星に係る国際周波数調整の実績を有すること。
- d) 契約の履行に必要な業務に従事する者、かつ、履行中に知り得た情報の保全を確実に行うことができる者（以下「業務従事者」という。）を確保すること。
- e) 前記 d) の業務従事者が上記 a) から c) に関する業務に従事した経験を有すること。
- f) 上記 d) の業務従事者が前記 e) に掲げるもののほか、履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）等を有すること。
- g) 前記 f) の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

## 2.2 役務の内容

契約相手方は、以下に示す各項目について、役務を実施するものとする。

### 2.2.1 宇宙通信インフラへの脅威に対する技術検討

宇宙通信インフラに対する脅威（ジャミング、スプーフィング、サイバー攻撃など）に対応するために必要な防御・対策能力について、適切な実証試験等を通じて評価を行う。これにより、各種脅威に対する有効性を検証するとともに、技術的な課題や改善点を明らかにする。実証試験等では、通信の安定性・安全性の確保に向けた技術的手法や運用体制の有効性を確認し、将来的な宇宙通信インフラの強靱化に資する知見を得る。調査研究すべき事項は以下のとおり。

#### a) 量子鍵配送(QKD)衛星技術の防衛通信応用に関する検討

高秘匿防衛通信の実現に向け、地上間での量子通信検証を通して、衛星量子鍵配送技術の実運用に向けた技術課題を評価すること。

#### b) 周波数ホッピング等抗たん性向上機能による民間衛星通信ネットワークの耐妨害性、秘匿性の改善に向けた検討

通信保全（通信傍受等）に対する高い抗たん性を確保するための通信端末やゲートウェイ等地上設備に必要な機能を民間静止衛星での実証を通じて評価すること。

#### c) 低軌道通信衛星および静止軌道通信衛星を連携させたアーキテクチャの検討

通信インフラに対する高い抗たん性を確保するための軌道設計、周波数、通信機能等の仕様及びアーキテクチャ全体のシミュレーションを行い、検討すること。

#### d) その他、官との調整によるもの

### 2.2.2 技術的課題の抽出

2.2.1 を踏まえ、防衛通信の将来持つべき各機能及びその能力向上に係る技術的課題を抽出する。

### 2.2.3 実施計画書の作成

本役務の実施に関して官と調整し、作業要領、実施体制、実施スケジュール等について記載した実施計画書を作成するものとする。

### 2.2.4 報告書の作成

2.2.2 で抽出した各技術的課題及び克服に向けたロードマップ等を報告書として作成する。各技術的課題については、短期（現在～おおよそ5年先）および中期（おおよそ5年以上先）に解決

すべきと見積もられる課題に分類し、解決のための実施概要、期間等を記載する。

## 2.3 会議等

契約相手方は、本役務を実施するにあたり、表2に示す内容を標準として、会議等を開催するものとし、会議等終了後議事録を作成するものとする。

表2—会議等

番号	名称	内容	回数 (基準)	時期	実施場所
1	計画調整会議	実施計画書の妥当性を確認する。	1回	契約後速やかに	防衛省又は 契約相手方
2	官民調整会議	これまでの調査結果及び今後の見通しについて官に報告し、以後の実施内容について調整する。	毎月 1回	実施計画書による	
3	中間報告会	これまでの調査結果について、中間報告を行う。また、最終報告に向けた実施内容の確認を行う。	1回	実施計画書による (2026年3月を基準とする)	
4	最終報告会	最終的な調査結果について、成果報告を行う。	1回	実施計画書による	

注：官民調整会議については、計画調整会議及び最終報告会を開催する月は省略することができる。

## 2.4 提出書類の作成要領

- a) 努めて、図表、写真等を用いて分かりやすく説明するものとする。なお、公開資料等から参照・引用した文言、図表、写真等は、当該資料の出处及び参照・引用箇所を分かりやすく適切に記載するものとする。ウェブサイトから参照・引用を行う場合は、情報源の信頼性確保のため、可能な限り一次情報源を使用すること及び複数の情報源を調査することに留意すること。
- b) 技術的な専門用語について、脚注を加える等理解を容易にするよう努めるとともに、解説書の最後には索引をつけるものとする。ただし、和訳困難な語句及び略語は、官と調整の上、原文のみ又は和文を併記するものとする。
- c) 提出書類は、契約相手方で責任をもって校正を実施するものとする。

## 3 役務実施上の注意事項

契約相手方は、本役務にあたって、詳細にわたり官と密接な連絡を保つとともに、適宜、官との調整を行い、良好な成果が得られるように努めるものとする。

## 4 その他の指示

### 4.1 提出書類

契約相手方は、表3に示す提出書類を官に提出するものとする。

表3—提出書類

番号	名称	部数	提出時期	提出場所	備考
1	実施計画書	1部	契約後速やかに	防衛省	紙媒体または電子媒体とする。

2	中間報告書	2部	中間報告会前	整備計画局 サイバー整備課	1部：紙媒体 1部：電子媒体(CD-R又はDVD-R)とする。
3	最終報告書	2部	最終報告会前		電子媒体については、Microsoft Word形式又はPower Point形式とし、A3版横書きとする。
4	議事録	1部	表2の会議後、 3営業日以内		紙媒体または電子媒体とする。

#### 4.2 官側による支援

契約相手方は、本役務を実施するにあたり、官側の支援が必要な場合は、事前に官に調整のうえ、官の規則等を遵守し、無償で官側の支援を受けることができるものとする。

#### 4.3 立ち入り

契約相手方は、官側の施設等への立ち入りについては、官側の規則に順守し、必要な手続きを実施する。

#### 4.4 知的財産権及びその他の権利

- a) 契約相手方は、本調査の履行に際して、第三者が有する著作権、特許等の知的財産権（以下、著作権等という。）を侵害しないことを確認するものとする。
- b) 契約相手方は、本役務の履行に際して、必要不可欠な限度において、第三者が著作権を有するものを適法に利用して、提出書類を作成することができるものとする。この場合において、契約相手方が著作権を官に移転できない場合には、当該部分にその旨を明示するとともに、原則として著作権を有する第三者に対して、官が当該著作権（提出書類に記載された部分に限る。）について、その全部又は一部を複製し、公衆送信（送信可能化を含む。）し、展示し又は翻案等することにより利用することを同意させ、かつ、当該第三者が著作人格権を行使しない旨について書面にて同意を得るものとする。
- c) 提出書類に、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条に該当する情報を記載する場合には、その都度その該当部分を明示するとともに、その理由を記載するものとする。
- d) 官が提出書類を著作権法の規定に従い、その全部又は一部を利用した場合において、第三者の著作権等を侵害することになった場合、契約相手方は官に代わり当該第三者に賠償の責を負うものとする。
- e) 官及び契約相手方は、著作権等の権利の帰属に関し、疑義が生じた場合には、その都度、協議して解決するものとする。

#### 4.5 情報の保全

契約を履行する一環として収集、整理、作成等を実施して得られた情報の取扱い

- a) 契約相手方（下請負者、再委託先等を含む。）は、業務関係書類の作成等を会社で行う場合、使用するパソコンについては、情報の流出について万全を期すため、ファイル交換ソフトをインストールしないものを使用するとともに、ウイルス対策ソフトをインストールした上で、ウイルス定義ファイルを常に最新のものとする。また、業務従事者等が個人で所有しているパソコンを使用してはならない。なお、第三者を従事させる場合も同様とする。
- b) 契約相手方（下請負者、再委託先等を含む。）は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（情報セキュリティ通達第2項第1号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装

備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあつては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官に通知するものとする。

- 1) 契約を履行する一環として契約相手方（下請負者、再委託先等を含む。）が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われることを保障する履行体制
  - 2) 発注者の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
  - 3) 発注者が書面により個別に許可した場合を除き、受注者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の受注者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の受注者以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制
- c) 保護すべき情報については表4のとおりとする。

表4—保護情報

番号	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項
1	今後の具体的政策・運用構想に係る情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防衛省における今後の具体的政策や自衛隊の運用構想の検討に関する情報</li> <li>・官側から提供する資料のうち、官が特に指定するもの</li> </ul>	官側との調整時、提出書類の作成時に明らかに又は類推できる場合は保護の対象とする。
2	1以外の情報で、別途官が指定する「注意」、「記入後注意」（情報を記入したものに限る）、「部内限り」、「非開示」、「一部開示」、「一部非開示」等が記載された情報		

#### 4.6 その他

この仕様書について疑義が生じた場合には、速やかに官と協議するものとする。

情報セキュリティ指定書	発簡番号	—
	調達要求番号	—
	調達要求年月日	—
	作成部課	整備計画局サイバー整備課
	作成年月	令和7年12月18日
品名	防衛衛星通信セキュリティに関する調査研究役務	
仕様書番号	—	

1 保護すべき情報の管理

契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。

2 保護すべき情報として指定された情報

番号	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項
1	今後の具体的政策・運用構想に係る情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>防衛省における今後の具体的政策や自衛隊の運用構想の検討に関する情報</li> <li>官側から提供する資料のうち、官が特に指定するもの</li> </ul>	官側との調整時、提出書類の作成時に明らかに又は類推できる場合は保護の対象とする。
2	1以外の情報で、別途官が指定する「注意」、「記入後注意」（情報を記入したものに限る）、「部内限り」、「非開示」、「一部開示」、「一部非開示」等が記載された情報		

3 特記事項

特になし